

大宮第二公園テニススクール会員規則

第一条【名称及び運営】

1. 本スクールの名称を「大宮第二公園テニススクール」(以下、当スクール)とし、大宮第二・第三公園マネジメントネットワーク(RB大宮株式会社)が主催、監修、及び運営を行う。

第二条【目的】

1. 当スクールはRB大宮株式会社(当クラブ)の協力のもと、テニスの技術向上及び普及を図り、スポーツを通じて健全な心身の育成と地域社会への貢献を目的とする。

第三条【活動場所】

1. 当スクールは、以下の会場を主な活動場所とする。

大宮第二公園(所在地)〒330-0805 埼玉県さいたま市大宮区寿能町2丁目405

第四条【会員のクラス編成および指導内容】

1. 会員のクラス編成は年齢や技術レベルに応じて行う。
2. 当スクールは、年齢や技術レベルに応じた指導カリキュラムを定め、専門のコーチによる指導を行う。

第五条【コースの変更】

1. 会員は、本人の希望により曜日またはクラスを変更することができる。ただし、変更先のクラスに空きがある場合に限る。
2. レベルの変更については、担当コーチの承認があり、かつ変更先のクラスに空きがある場合に限る。

第六条【活動期間及び活動日】

1. 原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 各クラスの活動日(年間実施回数)は、各年度での別紙スケジュールに定める日数とする。
ただし、天候不良、暑さ指数(WBGT)の上昇、感染症の拡大等のやむを得ない事由が発生した場合は、定められた活動日、時間、場所を変更または中止できるものとし、その場合はスクール事務局より事前に通知することとする。なお、各スクール会場の施設都合により、グラウンドが利用できないことからやむを得ず休校とする場合があるが、それに対する振替対応は行わないこととする。
3. 中止の場合には、会員専用サイト「Sgrum」(以下、会員サイト)にて通知し、会員各自で確認することとする。
(メール・電話などによる個別連絡は原則行わない)

第七条【無料体験】

1. 当スクールへの入会を希望する場合、必ず希望するスクール会場のクラスでの無料体験に参加することとする。
2. 無料体験は、原則各人1回限りとする。
「希望クラス」への無料体験も可能であるが、技術・戦術・体力等のレベルを当スクールコーチが総合的に判断し、ご希望クラスへの入会をお断りする場合もある。
3. 無料体験を希望する場合、会員サイトより事前予約を行うものとする。
4. 無料体験中に負傷等をした場合、本規約第十六条【負傷時の処置】を適用し、当スクールコーチにおける対応は応急処置を施すのみとする。

第八条【入会資格及び手続き】

1. 当スクールへの入会は、本規約に賛同した上で(入会希望者並びに保護者)、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクール事務局が入会に適すると認めた者(以下、会員と称す)とする。

2. 同条第 1 項を満たし、入会を希望する者は、次の手続きを当スクール事務局が定める期日までに行うこととする。

(1)「正式入会申込み」(Sgrumアプリ登録)

(2)「クレジットカード決済」

3. 会員は入会に伴い、別に定める入会金を支払うこととする。
4. 同条第 2・3 項を満たさない場合、当スクール事務局は入会希望を取り消すことができることとする。

第九条【会費】

1. 会員は入会時に入会金を支払うこととする。
2. 会員は別に定める月額会費について、当月分を前月に支払うこととし、一旦支払った会費は、原則として返納しない。
3. 月額会費の支払いは、以下のいずれかの方法とする。
 - (1)当スクールが運用する「クレジットカード決済」により、原則として当月分を当月25日締めでクレジットカード会社に請求することとする。
 - (2)当スクールが運用する「民間金融機関及び郵便局の口座振替集金代行システム」により、原則として当月分を当月の26日に引き落としとする。

第十条【保険】

1. 会員は入会と同時に、当スクール指定の傷害保険に加入するものとする。保険の詳細は当スクール事務局が説明する。

第十一条【参加方法】

1. スクール生は、チケットを購入し、当該チケットに基づいてスクールに参加することができる。
2. チケットの有効期限は購入日から6か月間とする。
3. 予約しているクラスを欠席する場合は、必ず所定の方法により欠席手続きを行わなければならない。
4. チケットは振替に利用することができ、その有効期限はチケットの有効期限と同一とする。
5. ただし、やむを得ない事情がありフロントが認めた場合には、チケットの有効期限および振替期限を延長することができる。

第十二条【休会及び退会】

1. 会員は事前に申請することで休会または退会が可能である。
休会とは、原則として当スクール活動への参加を 1 ヶ月以上 3 ヶ月以内の期間休む場合とし、休会期間の月額会費は 1,100 円(税込)とする。
2. 休会を希望する会員は、休会を希望する月の前月15日まで(例:12月休会の場合は11月15日までに)に、「休会申請フォーム」より休会申請を行い、当スクール事務局の承認を得るものとする。
3. 退会を希望する会員は、退会を希望する月の前月15日まで(例:12月末退会の場合は11月15日までに)に、「退会申請フォーム」より退会申請を行い、当スクール事務局の承認を得るものとする。
※退会月が最終参加月とし、翌月から参加は出来ないものとする。
4. 休会および退会については、申請期日以降の承認はしないものとし、返金も行わない。
5. 復帰する場合は、事務局に期日までに連絡することで、復帰ができる。未消化/未予約チケットも利用できるが、その有効期限はチケット購入日から6ヶ月間とする。

第十三条【継続】

1. 会員は、年度を越えて継続を希望する場合には当スクール事務局が定めた更新手続きを行

い、当スクール事務局の承認を得るものとする。手続きの方法については当スクール事務局の定めた方法で行うものとする。

2. 継続を希望しないものは、第十一条【退会】の申請を行うものとする。

第十四条【除名】

1. 会員（親権者を含む）が、次の事項に該当する場合、その他当スクールが会員として不適格と判断した者は、除名することができるものとする。なお、除名となった当スクール生が再入会を希望する場合、当スクールにて協議の上、可否を決定する。
 - (1) 本規約に違反した場合、又は違反したと判断したとき
 - (2) 当スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
 - (3) 当スクール運営指導上、他の当スクール会員との協調を欠き、管理運営の秩序を乱す行為があったとき
 - (4) 当クラブや他の当スクール会員に対する脅迫的な言動や暴力的な要求行為があったとき
 - (5) 当クラブや他の当スクール会員に対する法的な責任を超えた不当または過度な要求行為があったとき
 - (6) 入会申込書等の個人情報に虚偽の記載があったとき
 - (7) その他、当クラブが会員として相応しくないと判断したとき

第十五条【会員の責務】

1. 会員は、当スクールの規則を遵守し、尊敬と協力の精神で活動に参加するものとする。

第十六条【反社会的勢力の排除】

1. 会員（親権者を含む）が、次の事項に該当する場合、入会を断ることとする。また会員登録後であっても次の事項が判明した場合、当クラブは当スクール会員資格を抹消することができるものとする。
 - (1) 本人及び家族（親権者等）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）の方。または反社会的勢力と密接な関係を有する方。
 - (2) 反社会的勢力のために名義等を貸している方、またはそのおそれがある方。

第十七条【負傷時の処置】

1. 会員が活動中に負傷した場合には、当スクールコーチが応急処置を施すものとする。ただし、その後の治療、治療方法、入院、通院等について、当スクールは一切責任を負わないものとする。

第十八条【事故の免責】

1. 会員の活動中および往復経路中の盗難、傷害、その他の事故等に対する補償は、当スクールで加入している前第十条【保険】の約款通りとし、約款に定めない盗難、傷害、その他事故等については、損害賠償等の補償は一切行わないこととする。
2. 当スクール会員以外の盗難、傷害、その他事故等については第十条【保険】の適用外となり、一切の補償は行わないこととする。

第十九条【休校・閉校】

1. 当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当スクールの存続を困難にする事由が生じたときは、休校もしくは閉校することができるものとする。

第二十条【個人情報の取扱い】

1. 会員の個人情報は、当スクール事務局において安全かつ適正に管理し、個人情報を保護することとする。また、会員の個人情報は、当クラブ及び当クラブパートナー等において、会員に有益と判断される情報やサービス等を案内する際に使用できることとする。なお、正当な利用目的において、業務委託先に保護措置を講じた上で必要な範囲内で会員個人の情報を提供する場合がある。個人情報に関するお問合せは、当スクール事務局にて受付けることとする。

第二十一条【会員の肖像】

1. 会員は、当スクール事務局が実施する当スクール活動（各種イベントや通常の当スクール活動

を含む)において写真撮影等が行われることに同意するものとする。撮影された写真等の肖像は、当スクール事務局が広報・宣伝を目的として使用することができ、これに関して会員は一切の権利を有しないものとする。

2. また、当スクール事務局が委託した業者が撮影した写真を会員に販売する場合、会員は自らの肖像が無償で使用されることに同意するものとする。
3. なお、やむを得ない事情がある場合は、担当コーチまたは当スクール事務局に申し出ることができる。

第二十二條【付則】

1. 当スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。
2. なお、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後または、新会員規約を送付後に当スクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

第二十三條【改定及び施行】

1. 本規則は、必要に応じて改定が可能であり、改定された場合は当スクール事務局より通知する。
本規則は令和7年4月1日より施行する。